

9 教育・研究関係

ア 教育主体等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省)	財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。	継続的に検討			○ (文部科学省) 財務書類の公開や内容等について継続的に調査を行い、その結果をフィードバックすることにより、取組の一層の促進を図っている。本年度においても、調査結果の通知等の措置を実施。(「平成19年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査」結果について)(平成20年3月11日高等教育局私学部参事官通知)
②国立大学法人の評価に基づく組織の見直し (文部科学省)	a 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。	最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論			－ (文部科学省) 国立大学法人評価委員会の意見も聞きつつ、今後、中期目標終了時までには検討し、結論を得る予定。
	b 国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画に関する評価基準として、国立大学法人評価委員会により「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が取りまとめられているが、その評価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に真に資する内容となっているか、評価に関する作業が過重な負担となっていないか等の観点から、継続的に見直す。また、その結果について、審議内容も含め広く公表する。	継続的に実施			○ (文部科学省) 本実施要領については、平成19年度においては、国立大学法人等の平成18事業年度の実施結果や左記観点等を踏まえ、見直し・改善のための検討を実施し、平成20年3月13日に実施要領を改正した。 改正に当たっては、国立大学法人評価委員会において検討を行っており、その議事は広く一般に公開され、また配布資料等や改正後の実施要領は、文部科学省のホームページに掲載する。
③株式会社、NPO等による学校経営の解禁 (文部科学省)	株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。	検討			○ (文部科学省) 平成20年3月、構造改革特区において、引き続き評価を行うことが決定された(「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成20年3月7日構造改革特別区域推進本部決定)。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
④教育バウチャー制度の研究・検討 (文部科学省)	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。	引き続き検討、平成19年度以降速やかに結論			○ (文部科学省) 文部科学省では、「教育バウチャーに関する研究会」(外部有識者及び文部科学省職員により構成)を設置し、教育バウチャーについての研究を行ってきたところ。その研究状況を教育再生会議に情報提供し、同会議において、平成19年12月に提言が行われた。
⑤教育委員会制度の見直し等 (文部科学省)	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)及び「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を行うものとする。	法案成立後 公布・施行			◎ (文部科学省) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)及び「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえた、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を平成19年3月30日に閣議決定し、国会に提出。 同法案は、平成19年6月20日国会において成立、6月27日に公布され、平成20年4月1日より施行。

イ 初等・中等教育

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省)	私立学校審議会の運営の公正を期するため、委員名簿や議事概要等について各都道府県のホームページ等において公開することを促進するため、公開の実態について調査を行い、結果を公表する。	継続的に実施			○ (文部科学省) 委員名簿や議事概要だけでなく、議事録、配布資料、傍聴についての状況も調査し、ホームページ上で公表を行っている。
②年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化 (文部科学省)	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	検討			○ (文部科学省) 高等学校段階以下の、年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化については、平成16年度より中央教育審議会において検討中。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
③学校の自己点検評価の促進 (文部科学省)	<p>小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各学校の設置基準に盛り込まれたところである。また、その後中央教育審議会においても、自己点検評価の重要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。</p> <p>そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り方について、授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し、速やかに結論を得る。</p>	法案成立後 公布・施行			<p>◎ (文部科学省)</p> <p>自己点検評価の実施・公表の義務化については、中央教育審議会答申(平成17年10月)において、「今後全ての学校において行われるよう義務化することが必要」とされた。</p> <p>また、中央教育審議会答申(平成17年10月)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月)を踏まえ、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を含んだ学校評価のガイドラインを策定(平成18年3月27日)、通知(『義務教育諸学校における学校評価ガイドライン』の策定について)(平成18年3月30日初等中等教育局長通知))したところ。さらに、教育再生会議第一次報告(平成19年1月)において、「保護者、地域住民などによる実効ある外部評価」の導入が提言された。</p> <p>これらの状況を踏まえ、中央教育審議会において、学校教育法に、自己評価や保護者・地域住民等による外部評価を包含する学校評価全体に関する総合的な規定を設ける旨の結論を得て、平成19年3月に答申がまとめられた。</p> <p>これを受け、学校評価に関する規定を含む学校教育法の一部を改正する法律案を第166回国会に提出し、成立したところ(平成19年6月)であり、これを受けて同年10月に学校教育法施行規則を改正し、自己評価の実施及びその結果の公表の義務、保護者など学校関係者による評価の実施及びその結果の公表について規定した。</p>
④コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省)	a 平成16年6月にコミュニティ・スクールが法制化され、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となった。そこで、その適切な運用に向けたフォローアップの一環として、学校運営協議会制度の活用状況に関する情報を公開する。	継続的に実施			<p>○ (文部科学省)</p> <p>「学校運営協議会」の設置状況について調査・公表するとともに、保護者、地域住民、学校、教育委員会を対象として「コミュニティ・スクール推進フォーラム」を開催し、「学校運営協議会」を設置又は調査研究をしている学校の取組について、実践発表を行うなど、制度の活用の状況に関する情報を公開した(平成17年度より引き続き実施)。</p>
	b 社会や地域住民・保護者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するというコミュニティ・スクール導入の意義を踏まえ、例えば、運営についての第三者による評価の推進、学校運営協議会の運営状況や協議内容の地域住民や保護者等への情報公開の徹底など、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方の主体的な取組について、国としても、これを促進するための方策を講ずる。	継続的に実施			<p>○ (文部科学省)</p> <p>「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」についての調査研究事業やフォーラムなどを実施して、「コミュニティ・スクール」の推進を図り、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方の主体的な取組について、これを促進するための方策を講じた(平成17年度より引き続き実施)。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑤教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省)	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。 よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。	継続的に検討・逐次実施			○ (文部科学省) 各都道府県教育委員会に対し、市町村の意向を踏まえた採択地区の見直しを行うよう通知・会議等を通じて指導し、現行制度において採択地区の小規模化をさらに推進(「平成20年度使用教科書採択について」平成19年4月13日 文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年11月8日 初等中等教育局所管事項説明会)。 (平成15年4月:544地区⇒平成20年3月現在:592地区)
⑥児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	学校教育の成果は教員の資質と熱意に負うところが極めて大きいことから、教員がその資質能力を高め、それを最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、教員一人一人の能力や実績を的確に評価することが求められていることから、平成17年度中に55の教育委員会が、教員の能力や実績を評価するためのシステムに取り組んでいるところであり、そのシステムにおける結果を配置や処遇、研修等に反映するよう、取り組みを促す。	措置			○ (文部科学省) 教員評価制度の改善を図るため、平成15年度～17年度の3か年に引き続き、18、19年度で、都道府県・指定都市教育委員会に委嘱して調査研究事業を実施した。 また、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度の確立に関し、その評価結果を配置や処遇、研修等に反映するよう会議にて周知した(平成18年9月27日・平成19年1月17日の初等中等教育局所管事項説明会及び平成19年9月26日、平成20年1月30日の主管部課長会議)。
⑦学校選択の普及促進等 (文部科学省)	「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」(平成19年3月30日 文部科学省初等中等教育局長通知)で周知徹底を図った内容について、就学校の変更に係る要件及び手続の公表状況や「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした就学校変更申立への対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、必要に応じて調査し公表する。	逐次実施			一 (文部科学省) 就学校の変更に係る要件及び手続の公表状況や「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした就学校変更申立への対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、調査し公表予定。
⑧児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	a 既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。	逐次実施			○ (文部科学省) 「学校評価と情報提供の実施状況調査」において、評価の匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について引き続き調査
	b 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行うことを促すための具体的な方策について検討する。	検討開始			○ (文部科学省) 平成19年6月に学校教育法が改正されたことを受けて同年10月に同法施行規則を改正し、保護者などの学校関係者による評価について省令に規定等を実施。
⑨私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	私立学校についても、既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。	逐次実施			○ (文部科学省) 「学校評価と情報提供の実施状況調査」において、評価の匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について引き続き調査。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑩分限処分の判定 (文部科学省)	児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分の判定方法に関する都道府県教育委員会等の取組について、必要に応じて調査し、結果を公表する。	逐次措置			— (文部科学省) 平成20年度中の調査実施について検討中。
⑪条件附採用制度の運用状況の調査・公表 (文部科学省)	条件附採用制度について、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、学習者による評価等を踏まえ、その厳正な運用が確保されるべく、条件附採用期間中の評価方法等について、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し結果を公表する。	逐次実施			○ (文部科学省) 「条件附採用」に関する調査において、新たに新規採用者を対象とした「特別評定」の実施状況の項目を設定し、その調査結果を公表した。また、当該状況について、会議にて周知した(平成19年9月26日主管部課長会議)。
⑫全国学力・学習状況調査における学校毎の結果活用等 (文部科学省)	全国的な学力調査の実施については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較等、調査結果の活用・分析を通じて、学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用するよう周知する。	検討・結論			○ (文部科学省) 学校及び教育委員会において全国学力・学習状況調査の結果を分析・検証し、教育及び教育施策の改善に取り組むよう通知・会議等を通じて指導し、調査結果について学校ごとの取組や指導方法等の改善に活用するよう周知した(「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について」平成19年10月24日付文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年11月6日市町村教育委員会研究協議会、平成19年11月8日平成19年度都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管部課長会議、平成20年1月28日都道府県私立学校主管部課長会議 他)。
⑬教員採用制度改革の更なる推進 (文部科学省)	教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策であることから、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、積極的に活用するよう、改めて各都道府県教育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査する。	逐次措置			○ (文部科学省) 毎年、各都道府県・指定都市教育委員会における社会人を対象とした教員採用選考実施状況について調査を実施・公表するとともに、当該教育委員会に対して免許状を有しない者の採用選考の拡大及び特別免許状の活用の促進について通知しているところ。平成20年1月にも改めて同内容について通知するとともに、各種会議等において周知を行っているところ。
⑭いじめへの適切な対応に関する更なる周知徹底 (文部科学省)	当該保護者から自発的に就学校の変更の申立があるなど深刻ないじめ等への対応については、今後とも、いじめられている児童生徒等の立場に立って適切に対応すべきことを更に周知徹底する。	平成19年中に措置			◎ (文部科学省) 保護者から自発的に就学校の変更の申立があるなど深刻ないじめ等への対応については、いじめられている児童生徒等の立場に立って適切に対応すべきことなど、「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」(平成19年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)で周知徹底を図った内容について、改めて会議にて周知徹底した(平成19年11月8日・都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管部課長会議、平成19年10月4日及び11月6日・全国市町村教育委員会研究協議会)。 さらに、「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」(平成20年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知)を發出し、その中で再度周知徹底した。

ウ 高等教育

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①大学の情報公開の促進 (文部科学省)	通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずる。	継続的に実施			○ (文部科学省) 大学における情報の積極的な提供に関する取組について継続的に調査を行い、その結果をフィードバックすることにより、取組の一層の促進を図っている。本年度においても、調査を実施(「大学における教育内容等の改革状況調査について」(平成19年11月28日19文科高第532号))。
②大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省)	a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、結論を得る。	検討・結論			○ (文部科学省) 平成20年2月、構造改革特区において、現在実質的に本特例措置を受けている大学が存在しないことから、新たに特例措置が適用された時点で評価を行うことが決定された。
	b 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。	検討、できる限り速やかに結論			○ (文部科学省) 平成15年度から導入された届出制により、大学等の組織改編件数が急増。 (例年300件前後 →392件〔平成16年度認可(127)・届出(265)〕 482件〔平成17年度認可(126)・届出(356)〕 353件〔平成18年度認可(110)・届出(243)〕 482件〔平成19年度認可(85)・届出(256)〕)
③複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省)	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置			－ (文部科学省) 中期目標終了時にかかる評価方法等について、今後国立大学法人評価委員会において検討。
④教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保 (文部科学省)	制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する。	必要に応じ実施			○ (文部科学省) 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)の内容については、「規制改革のための2次答申」(平成19年12月28日閣議決定)の内容等とあわせて、各種会議等の場を通じて各都道府県教育委員会等に周知。
⑤大学における教育研究状況の評価 (文部科学省)	国立大学法人の中期目標期間の評価に際して、大学ごとに教育と研究それぞれの成果を含む状況について根拠となる資料・データに基づき分析した上で評価を実施し、その結果を国民に対してわかりやすく示す。			平成21年中に実施	－ (文部科学省) 国立大学の中期目標期間の評価に際して、大学ごとに教育と研究それぞれの成果を含む状況について根拠となる資料データに基づき分析した上で評価を実施し、その結果をホームページに掲載するなど国民にわかりやすく示す予定。

エ 研究開発等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①研究者の資質向上のための機会の拡大 (内閣官房、【人事院】)	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	措置			◎【人事院】 人事院は、職員の自主的な幅広い能力開発を目的とし、国内外の大学、大学院等で修学することを可能とするため、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しない自己啓発等休業制度を措置するよう、平成18年8月8日に国家公務員法第23条の規定に基づき国会及び内閣に意見の申出を行った。 これを受け、政府は国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案を平成19年2月に国会へ提出し、同年5月に可決・成立、同年8月1日に施行された。
②大学と企業の実務者等による交流の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	措置・継続的推進			○ 産業界、大学、研究機関の実務者等を対象とした産学官連携推進会議を開催した(第6回:平成19年6月16日～17日(参加者約4,150名))。また、産業界、大学、研究機関のトップを対象とした産学官連携サミットを開催した(第7回:平成19年11月26日(参加者約750名))。 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 産業界、大学、研究機関の実務者等を対象とした産学官連携推進会議を開催した(第6回:平成19年6月16日～17日(参加者約4,150名))。また、産業界、大学、研究機関のトップを対象とした産学官連携サミットを開催した(第7回:平成19年11月26日(参加者約750名))。 (厚生労働省) 平成19年6月16日～17日に産業界、大学、研究機関の実務者等を対象とした第6回産学官連携推進会議(参加者約4,100名)、および平成19年11月26日に産学官のトップを対象とした第7回産学官連携サミットが開催された。厚生労働省は、産学官連携を推進する観点から、大学や企業の研究の第一線のリーダーが集結する、これら会議等に、所管の研究機関等と共に参加し、情報交換や対話・交流等を行っているところ。 (農林水産省) アグリビジネスの活性化やビジネスチャンスの創出を促進するため、企業、大学、独立行政法人の実務者等が一堂に会するアグリビジネス創出フェアを平成16年度から開催しており、平成19年度は11月27～28日に東京で開催したほか、地域においても同様の技術交流展示会等を開催した。加えて、産学官連携推進会議及び産学官連携サミットにも所管の研究機関、団体等とともに参加し、情報交換、対話・交流等を行った。 また、(独)農業・食品産業技術総合研究機構に、平成19年度より産学官連携センターを設置し、各種セミナー・情報交換会の開催やコーディネーターによるニーズとシーズのマッチングへの取組を開始した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>(経済産業省) 大学の「知」の見本市として、イノベーションジャパン2007を共催として開催し、産業界と大学等との情報交換や交流の場を提供し、産学連携の促進や、大学における新産業創造を促した。</p> <p>(国土交通省) 国際競争力の強化、安心・安全な社会の実現、環境問題への対応などに資する技術研究開発について、地方における産学官の連携促進と研究開発成果の一層の活用を図ることを目的に平成15年度より毎年、国土交通先端技術フォーラムを開催している。平成15年度は大阪、平成16年度は名古屋、平成17年度は福岡、平成18年度は京都、平成19年度は高松にて開催。</p> <p>(環境省) 地域の産学官が連携して環境研究・技術開発等を進めるため、環境省が今年度より実施している「地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業」において得られた成果等を報告するとともに、産学官による連携手法を広く普及するシンポジウムを平成20年2月に開催した。</p>
③競争的研究資金制度の改善 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。		継続的に措置	○	<p>(総務省) 【戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)】 総務省が策定した「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針」に基づき、資金を適正に管理することを配分先に求めている。また、戦略的情報通信研究開発推進制度における「委託契約経理処理解説」を策定しホームページ上で公開している。さらに、各研究機関からの問い合わせ窓口を設置して迅速に対応する体制を構築している。</p> <p>【民間基盤技術研究促進制度】 規程、公募要領、業務処理マニュアル等の改訂を行い、不正防止と適正な事務処理の徹底を図った。</p> <p>【先進技術型研究開発助成金制度】 公募要領、事業実施マニュアルの改訂を行い、助成対象事業者の経理・管理事務の徹底を図った。</p> <p>【消防防災科学技術研究推進制度】 「公的研究費の不正使用の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)の内容等を踏まえ、「消防防災科学技術研究推進制度における研究上の不正行為への対応指針」及び「消防防災分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針」を平成19年8月に策定し、消防庁のホームページに掲載するとともに、契約締結時等に研究者、事務担当者に対して配布し、研究費の適正な経理・管理の徹底を図っているところ。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省においては、下記のとおり研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図っているところ。</p> <p>研究機関における研究費の管理・監査体制の整備を進めるため、文部科学省では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、研究機関等に周知した。</p> <p>現在、有識者からなる「研究機関における公的研究費の管理・監査の検討会」を設置し、各研究機関のガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査に関する体制整備等の実施状況を踏まえ、その評価、及びガイドラインに基づく是正措置等について検討している。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(平成13年7月5日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定、平成14年7月5日一部改正)により、研究者が所属する機関の長に経理事務を委任することを定めるとともに、研究者に対する個別の経理事務指導調査を実施している。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>地域新生コンソーシアム、研究開発事業産業技術研究助成事業、イノベーション実用化助成事業、石油・天然ガス開発・利用促進型事業において「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成18年11月14日改正)(平成17年9月9日))をうけ、経済産業省所管の競争的研究資金制度の研究費の公募要領に不正使用・不正受給に伴う研究課題への参画の制限に関する事項を記載することにより、応募段階から研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図っている。</p> <p>また、経理事務等について研究機関等が一元的に管理することなどを公募要領に記載する措置をとっており、必要に応じ実地調査等を実施し、研究費の管理状況の確認、適正な経理事務の指導等を行っている。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>研究費については、必要に応じ実地調査等を実施し、研究費の管理状況の確認、適正な経理事務の指導等を行っている。</p> <p>さらに、農林水産省及び農林水産省が所管する独立行政法人から配分される公的研究費の不正使用等を防止するために必要な措置等を定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を平成19年10月1日に策定し、研究機関等に周知したところである。今後は本ガイドラインに基づき、体制整備等の実施状況の把握と必要に応じた指導等を行うこととしている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>(国土交通省)</p> <p>研究者、事務担当者に対する研究費の適正な経理・管理の徹底を図るため、以下の措置を講じている。</p> <p>○機関経理の確保・徹底等</p> <p>【運輸分野における基礎的研究推進制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること」の応募資格への規定及び、研究契約書に「機関経理の確保」の条項を設定。 ・研究機関における研究費の管理・監査体制に著しい問題があり、改善がない場合に対して、研究者のみならず、研究機関についても研究費の交付を一定期間停止することを契約書上に規定。 ・研究機関における管理・監査体制等の整備や必要な指導・助言のため、契約説明会等の場において、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日 総合科学技術会議)等の配布・説明の実施や、会計調査時における、研究機関の管理・監査体制等の確認を実施。 <p>【建設技術研究開発助成制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集要領において、補助金に係る経理事務については、所属機関の事務局に経理事務(口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、危機設備等財産の取得及び管理など)を委任することとしている。 <p>○検査等の強化</p> <p>運輸分野における基礎的研究推進制度では、研究機関に対する会計調査のルールをマニュアルとして整備し、定期的な検査の実施とともに、臨時的検査が可能な実施体制を構築。</p> <p>○不正事案への対応</p> <p>契約書及び応募要領に、不正使用等に対する応募制限等の措置、事案の内容公表などについて規定した。</p> <p>また、建設技術研究開発助成制度では、競争的資金の不正使用及び不正受給を行った研究者及び共同研究者に対して、応募資格の制限、補助金の返還等の措置を講じる。</p> <p>○ルールの整備・明確化及び周知徹底</p> <p>運輸分野における基礎的研究推進制度では、応募要領及び契約書に上記内容を明記することによるルールの明確化及び契約説明会などにおける説明による研究機関・研究者等への周知を徹底。</p> <p>○府省共通研究開発管理システムの導入</p> <p>平成20年度公募より府省共通研究開発管理システムを導入することにより、不合理な重複や及び過度の集中の排除を行う。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					(環境省) 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を踏まえて、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(H19.3.30 決定)、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」(H19.4.20 改正)を設け、環境省の所管する競争的研究資金制度において不適正な経理処理が発生した場合及び不正受給が発生した場合における当該研究者等に対する研究費の執行の停止及び申請資格の制限に関し定めている。また、上記ガイドライン及び規程は環境省のホームページにおいて公表している。 http://www.env.go.jp/policy/tech/kansa_guideline.pdf http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf
④科学技術振興機構の実施する業務 (文部科学省)	科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。	執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討			○(文部科学省) 科学技術振興調整費については、基本的に、文部科学省が実施機関と委託契約を締結している。この委託契約の内容については、事務の煩雑さを軽減する観点から、文部科学省の研究3局(科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局)の整理による、委託費の共通ルール(「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」)を定め、これに則って事務処理が行われている。平成19年2月には、制度の使用実態の検証に基づいて共通ルールを改定し、費目内(種別間)での経費の流用制限を緩和し、平成20年1月には、届け出制であった研究設備の変更や種別の新設などを事後報告とする等の弾力的な見直しを行っており、さらに、年度間の弾力的な執行については、明許繰越ができる旨の周知を行い、既に措置している。
⑤研究費等の審査・評価基準の再構築 (文部科学省)	以下の⑤～⑭の事項について、それぞれ後述する対応を行うこととする。その際、関係府省においては、今後、総合科学技術会議が平成19年6月頃にとりまとめる競争的研究資金の制度改革に関する議論を踏まえ、規制改革会議と調整しつつ検討することとする。				
	a 科学技術振興調整費及び戦略的創造研究推進事業 ア 審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、学術的な研究能力が強く求められる領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。	検討・結論			○(文部科学省) 【科学技術振興調整費】 科学技術振興調整費については、第3期科学技術基本計画の策定を踏まえ、科学技術システム改革の推進を中心とした内容に移行しており、学術的な研究を主としたものではないが、研究開発を中心とするプログラム審査にあたっては、提案書に過去の「論文・著書等」「特許等」「受賞歴、表彰歴」を記載する様式としているのに加え、審査基準

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。				<p>にも「実績」を盛り込んでおり、過去の実績も十分考慮した評価を実施している。</p> <p>さらに、平成20年度審査より、提案書に記載された関連論文については、審査者の要請に基づき、文献の概要(抄録)や文献の複写を配付する体制とする他、雑誌のインパクトファクターのリストを審査時に参照できるようにすることとしている。</p> <p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <p>事前評価にあたり、</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来は、提案書に関連論文のリストを記載する様式とし、関連論文は評価者の要請に基づきJST担当者が送付をする体制としていた。 <p>平成19年度からは、関連論文リストに加え、さらに特筆すべき受賞歴等を記載する提案書様式を用いることとし、関連論文については、審査期間中、評価者が直接かつ迅速に参照できる体制とした。さらに、雑誌のインパクトファクターのリストを参照できる体制を整え、研究計画そのものの評価だけでなく、提案者の過去の実績を考慮して事前評価ができるよう努めている。</p>
	イ 複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネージメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネージメント能力について、十分な審査を行う。	検討・結論			<p>○ (文部科学省)</p> <p>【科学技術振興調整費】</p> <p>科学技術振興調整費の中で複数の研究者がチームを組んで行う大規模プロジェクトに該当するものとしては、平成18年度に開始した「若手研究者の自立的研究環境整備促進」プログラム及び「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」プログラムがあるが、当該プログラムにおいては、総括責任者の権限と責任、リーダーシップの発揮といったマネージメント能力について、公募要領における課題の選定基準に明記して公募を行ってきた。平成20年度より公募を開始した大規模プロジェクトである「イノベーション創出若手研究人材養成」、「戦略的環境リーダー育成拠点形成」についても、同様の措置を講じている。</p> <p>また、平成19年度公募より、科学技術システム改革に関連するプログラムについては、機関の長(学長等)や組織の長(研究科長等)が主導的役割を果たすことが求められることを明確に公募要領に記載し、公募を実施している。さらに、平成20年度公募より、科学技術システム改革関連のプログラムについては、機関の長からの提案に限定し、より、組織としてのマネージメントを強く求めることとしている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <p>複数の研究者がチームを組むものについては、「研究代表者は、研究遂行のための研究実績と、研究チーム全体についての責任能力を有していること」等を評価項目として、書類選考及び面接選考により、事前評価を行うなど、マネージメント能力について審査ができるよう努めている。今後、評価者に趣旨を徹底していくなど、より適切な評価ができるよう努めていく。上記評価項目については選考の方法とあわせ、募集要項及び機構のホームページで公開している。</p>
	ウ 明確な目標が設定されている学際的なプロジェクト研究に対する適正な評価を行うためには、個別専門分野ごとの研究成果にとどまらず、プロジェクト全体として、その目標に対して如何に寄与しているかという点や研究マネージメントがしっかりしているか等を客観的に評価することを検討する。	検討・結論			<p>○ (文部科学省)</p> <p>【科学技術振興調整費】</p> <p>科学技術振興調整費の評価にあたっては、プロジェクト全体としての目標達成度はもちろんのこと、実施体制や運営が適切かどうかという研究マネージメントについても評価基準に含めており、既に措置している。</p> <p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <p>事前評価においては、提案書に、科学技術上・社会貢献上のインパクトを含む「研究の目標・ねらい」、それを達成するための「研究計画とその進め方」、さらには科学技術の発展、新産業創出、社会貢献等についての「研究の将来展望」を「研究の独創性・新規性・及び類似研究との比較」等とあわせて記載する様式としている。また、研究課題の評価にとどまらず、研究領域としての戦略目標の達成状況等や研究マネージメントについて、評価を実施しており、評価項目、評価結果については機構のホームページで公開している。</p>
	b 科学研究費補助金 ア 審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付けやサイテーションの回数、定評のある受賞数等の指標について、定量化を試みつつ、それらも活用した審査を行う。	検討・結論			<p>○ (文部科学省)</p> <p>大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を平成20年度より実施。</p> <p>また、当該評価結果を活用し、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮するとともに、優れた研究を切れ目なく遂行できるようにする新たな仕組みを平成21年度科学研究費補助金の応募分より実施。</p> <p>さらに、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会(平成20年3月21日)において、国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究を支援する「特別推進研究」について、論文、著書以外の研究業績として、新たに、定評のある「受賞歴」などの指標を審査に活用することとした(平成21年度応募分より)。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	イ 複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネジメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネジメント能力について、十分な審査を行う。	検討・結論			○ (文部科学省) 大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を平成20年度より実施。 また、当該評価結果を活用し、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮するとともに、優れた研究を切れ目なく遂行できるようにする新たな仕組みを平成21年度科学研究費補助金の応募分より実施。 さらに、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会(平成20年1月29日)において、複数の研究者で構成される研究グループにより研究を行う「新学術領域研究(研究領域提案型)」(平成20年度より新設)の審査に際して、領域代表者のマネジメント能力の適切性を着目点として設定。
⑥研究効率の概念の導入 (文部科学省)	a 科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点も踏まえ、制度等の特性に応じて、これを審査や事後評価に活用することを検討する。 その際には、関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。	検討・結論			○ (文部科学省) 【科学技術振興調整費】 科学技術振興調整費の審査にあたっては、提案書において、定量的な目標も含めた達成目標であるミッションステートメント等の作成を求めており、審査時の活用は勿論のこと、事後評価の評価基準にも、ミッションステートメント等の達成状況を盛り込んでおり、既に措置している。さらに、平成20年度公募より、公募要領に掲載するミッションステートメントの様式において、目標について可能な限り定量的な目標を設定するように指示しているところであり、さらなる改善を図っている。 さらに、平成20年度審査より、提案書に記載された関連論文については、審査者の要請に基づき、文献の概要(抄録)や文献の複写を配付する体制とする他、雑誌のインパクトファクターのリストを審査時に参照できるようにすることとしている。 【戦略的創造研究推進事業】 事前評価にあたっては、提案書に総研究費を記載することを様式として定めており、評価者が研究費の妥当性を確認している。また、事後評価にあたっては、総研究費とともに、論文発表を含む成果を考慮した評価を行っている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>b 科学研究費補助金について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくためには、審査・評価基準において、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった概念を盛り込んでこれを審査や評価に活用する。</p> <p>その際の研究成果に関しては、審査時と同様に関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、サイテーションの数、定評のある受賞数等の定量化された指標も活用した評価を行うこととする。事前の審査においても、研究費投入額に対していかに大きな成果を上げられるかという観点を審査に取り入れることについて、過去の業績を十分に踏まえ、制度の特性に応じて検討する。</p>	検討・結論			○ (文部科学省) 大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を平成20年度より実施。 また、当該評価結果を活用し、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮するとともに、優れた研究を切れ目なく遂行できるようにする新たな仕組みを平成21年度科学研究費補助金の応募分より実施。 さらに、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会(平成20年3月21日)において、審査に際して、これまで配分を受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、着実な研究遂行が期待できるかという着目点を新たに設定。
⑦研究費の使途の更なる弾力化 (文部科学省)	<p>a 科学技術振興調整費の執行に関して、研究開始後により高い研究成果が期待される場合は、研究計画の見直しや費目間・年度間等において研究費の弾力的な執行を一層図るため、その制度の使用実態について検証する。</p>	検討・結論			◎ (文部科学省) 執行にあたっては、文部科学省の研究3局(科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局)の整理による、委託費の共通ルール(「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」)に則って事務処理が行われており、平成19年2月には、制度の使用実態の検証に基づいて共通ルールを改定し、費目内(種別間)での経費の流用制限を緩和し、平成20年1月には、届け出制であった研究設備の変更や種別の新設などを事後報告とする等の弾力的な見直しを行っており、さらに、年度間の弾力的な執行については、明許繰越ができる旨の周知を行い、既に措置している。
	<p>b 科学研究費補助金の各費目額の変更について、研究者・配分機関双方の事務効率化という観点からも、研究計画の進捗に応じて、交付決定者の承認なしに自由に変更することができる費目間流用の割合を、交付された直接経費の総額の30%にこだわらず検討するとともに、承認手続の円滑化を図る。</p>	検討・結論			○ (文部科学省) 交付決定者の承認なしに自由に変更することができる費目間流用の割合について、平成20年度より、交付された直接経費総額の30%から50%に変更。
⑧長期的研究振興策の検討 (文部科学省)	<p>科学研究費補助金においては、短期的な流行トピックに左右されることなく、分野横断的に研究の基盤となることが期待される研究や短期的には成果の期待できないような研究に対しても配慮した研究費配分がなされるよう、長期的な視点に立ち、明確で理論的・実証的な研究振興策について検討する。</p>	検討・結論			○ (文部科学省) 長期的な研究振興の視点に立った科学研究費補助金の在り方については、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において随時検討を行っている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑨追跡評価の促進 (文部科学省)	a 科学技術振興機構において、戦略的創造研究推進事業の追跡評価を行うに当たっては、より定量的・客観的手法が取り入れられるべきであり、追跡評価のための適切な指標や手法について検討を進める。	検討・結論			○ (文部科学省) 研究成果の継続と発展状況、研究成果から生み出された科学技術的な効果・効用及び波及効果について調査を行い、追跡評価を行うこととしている。その際、研究分野の特性を考慮しつつ、プロジェクトの主要論文の被引用回数・関連分野の論文数・招待講演回数の年次推移などを調査項目としている。なお、評価結果については、平成20年度にホームページにて公開する予定としている。
	b 科学研究費補助金に係る追跡評価の在り方を検討し、広く効果の計測につなげていくとともに、より公正性・透明性の高い審査の実現に活かしていく。	検討・結論			○ (文部科学省) 科学研究費補助金で助成した研究課題について、中長期的な観点からその成果を検証し、国民に対する説明責任を果たすため、「特別推進研究」において、研究期間終了後5年目に当たる課題について、研究の発展の程度や、他の研究者による研究成果の活用状況(論文の引用状況等)などを検証する追跡評価を試行的に実施中。
⑩審査・評価者の選定の改善 (文部科学省)	a 科学技術振興調整費に係る審査・評価者の現行の選定基準について、審査・評価者について十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、厳格に検証を行う。	検討・結論			○ (文部科学省) 科学技術振興調整費については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすること等をはじめ、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築しており、既に措置している。
	b 戦略的創造研究推進事業についても、上記の趣旨を徹底する。	検討・結論			○ (文部科学省) 評価者を決めるにあたっては、多様性を考慮しつつ調査を実施している。また、「当該研究領域について、先見性及び洞察力を有していること」、「公平な評価を行うこと」等を要件として規程に明記するとともに、評価者の見解とあわせて、機構のホームページで公開しており、評価者の選定にあたっては、多様性・中立性・公平性が確保されるよう努めている。
	c 科学研究費補助金について、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。		逐次実施		○ (文部科学省) 科学研究費補助金の審査・評価者の選考に当たっては、審査員の多様性にも配慮しつつ、全国の大学から独立行政法人日本学術振興会に派遣される110名の研究者(プログラム・オフィサー)が審査委員候補者データベース(平成19年7月現在:約41,000人登録)を活用して選定するなど、公正で透明性の高い選考方法により行っている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑪プログラムオフィサーの選定の改善 (文部科学省)	a 科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業におけるプログラムオフィサーについて、十分な中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。	検討・結論			○ (文部科学省) プログラムオフィサーは、十分に中立性・公平性が確保されるよう、選定基準・手続きについて規程を整備し、事前評価を経て決定することとしている。また、プログラムオフィサーの調査にあたっては、多様性を考慮して行っている。
	b 日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについて、十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。	検討・結論			○ (文部科学省) 日本学術振興会のプログラムオフィサーは、全国の大学等研究機関に候補者の推薦を依頼し、推薦のあった者を中心に外部の学識経験者の意見等を参考に選考を行っているが、優れた研究能力、学術研究に関する幅広い識見、公正かつ適切な判断力、職務に対する意欲、といった候補者個人の資質を評価するとともに、前任研究員と継続して同一の大学からの選任を避けること、国・公・私立大学、大学共同利用機関、独立行政法人研究機関及び国立研究所など研究員の所属する機関の設置形態のバランスに配慮すること、地域的なバランスにも配慮すること、女性研究者に対する配慮を行うこと、などについて留意することとしている。 このため、同会のプログラムオフィサーは、その構成において十分な多様性、中立性、公平性を確保すると同時に、個々人においては優れた研究運営・判断能力を有する者となっている。
	c 日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについては、客観的かつ明確な指標も活用しつつ、優れた研究運営・判断能力を有するかどうかについて、厳正に審査する。	逐次実施			○ (文部科学省) 日本学術振興会のプログラムオフィサーは、全国の大学等研究機関に候補者の推薦を依頼し、推薦のあった者を中心に外部の学識経験者の意見等を参考に選考を行っているが、優れた研究能力、学術研究に関する幅広い識見、公正かつ適切な判断力、職務に対する意欲、といった候補者個人の資質を評価するとともに、前任研究員と継続して同一の大学からの選任を避けること、国・公・私立大学、大学共同利用機関、独立行政法人研究機関及び国立研究所など研究員の所属する機関の設置形態のバランスに配慮すること、地域的なバランスにも配慮すること、女性研究者に対する配慮を行うこと、などについて留意することとしている。 このため、同会のプログラムオフィサーは、その構成において十分な多様性、中立性、公平性を確保すると同時に、個々人においては優れた研究運営・判断能力を有する者となっている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
⑫審査・評価における利害関係者の排除の徹底と多様性の確保 (文部科学省)	a 我が国の研究費には巨額の公費が投入されているという ことを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進における審査・評価者について、特定の研究者母集団に研究費配分が偏ることのないよう、多様性・中立性を確保するよう選定するとともに、事後的にも検証を行う。	検討・結論			○ (文部科学省) 【科学技術振興調整費】 科学技術振興調整費については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすること等をはじめ、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築しており、既に措置している。 また、利害関係者の排除についても、前述の審議会で決定した審査(評価)の実施要領において、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうけており、既に措置している。 加えて、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。 さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」の導入に向けて、平成17年度より試行的な取組を行っており、平成20年度評価より、本格的に実施すべく、現在検討を進めているところである。 また、研究費の無駄の排除に向け、平成20年1月より稼働した府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した重複調査を行うことにより、不合理な重複や過度の集中の排除を徹底し、効率的な研究費の配分を行うこととしている。 【戦略的創造研究推進事業】 評価者は、十分に中立性・公平性が確保されるよう、選定基準・手続きについて規程を整備し、事前評価を経て選定することとしている。加えて、評価にあたっては、規程を改定するなど利害関係者の排除を徹底するよう努めており、事前評価における面接選考の際には利害関係者を退室させるなど、より中立性を確保する運用に努めている。 研究課題を公募するものに関して、評価者採択課題の代表者の所属機関分布を分析したところ、国公立大学、私立大学の各セクター別の採択率は年度ごとに変動し、特定のセクターに採択率が偏るという傾向は認められなかった。 また、研究課題採択にあたり、現在、多様性の観点も含めることを検討している。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学研究費補助金における審査・評価者について、所属・出身研究機関別(国公立大学別など)、年齢構成等の観点から多様性を確保するように選定すべく厳密な規定を設けるとともに、論文の共著者、実質的に同じ研究グループに属する者、師弟関係にある者を選定しないこと等、利害関係者の排除をさらに徹底する。	検討・結論			○ (文部科学省) 科学研究費補助金の審査・評価者の選考に当たっては、「同一の研究課題を個別に審査する審査委員は、同一の研究機関に所属する者でないこと」、「各小委員会の構成は、同一の研究機関に所属する者の割合が1/3を超えないこと」などの選考条件及び配慮事項に関する規定を選考基準に設けるとともに、審査員の多様性にも配慮しつつ、全国の大学から独立行政法人日本学術振興会に派遣される110名の研究者(プログラム・オフィサー)が審査委員候補者データベース(平成19年7月現在:約41,000人登録)を活用して選定するなど、公正で透明性の高い選考方法により行っている。 また、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において検討を行い、利害関係者排除を徹底するよう関係規定を改正した。
⑬研究者の特性等に 応じた競争的研究資金の 審査・評価方法の確立 (文部科学省・農林水産省・厚生労働省・経済産業省)	競争的研究資金の審査・評価に際しては、研究分野や制度の趣旨・目的を踏まえて適切な方法により審査・評価を行う必要がある。 また、主に業績が十分に定まらない若手研究者等について、導入にあたっての課題の解決を図りつつ、一定の試行を行い、その効果を十分検証した上で「マスキング評価」を導入することを図る。主に中堅以上の研究者に関する研究者としての評価は、所属組織や機関のみに着目するのではなく、「過去の実績を十分に考慮した評価」とする。また、これらを導入する場合には、これら評価方式に基づく資金配分について、研究者の資質や専門分野に応じて選択可能とする		結論		○ (文部科学省) 文部科学省においては、平成20年度予算において、事前審査においてマスキング審査を試行するプログラムを設置したところ。 (厚生労働省) 厚生労働省における競争的資金の審査・評価については、平成17年8月25日付け厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき、研究開発課題の種類等を踏まえて行うこととしているところ。また、「マスキング評価」については、その試行に当たって課題となる事項の把握について検討を行っているところ。 (農林水産省) マスキング評価については、平成20年度における若手研究者育成枠への応募課題の審査において試行的に行い、効果の検証を行うこととしている。また、論文や受賞経験、特許の取得等の過去の実績については、これまでも応募様式に記載させたものを審査において考慮しているが、平成20年度からの事業見直しの中で、新たに、これらの実績を研究遂行能力を判断するための評価項目として明確に位置づけることとしたところである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>(経済産業省)</p> <p>経済産業省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に則った適切な評価を実施するため、「経済産業省技術評価指針」(以下「技術評価指針」という。)を定め、事業等の成果や実績等を厳正に評価し、評価結果を施策、事業等の企画立案等に反映させている。競争的研究資金による研究課題に関する評価についても、技術評価指針において、標準的評価項目・評価基準を定め、「主として技術シーズの創造を目的とする研究資金」と「主として研究開発成果を早期に実用化することを目的とする研究資金」に区別し、有識者による外部評価を実施している。</p> <p>(経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、平成12年5月、平成13年5月、平成14年4月及び平成17年4月改定)</p> <p>(標準的評価項目・評価基準:平成10年1月制定、平成14年11月、平成17年4月、平成17年8月、平成19年6月改定)</p> <p>若手研究者向けの競争的資金制度「産業技術研究助成事業」において、総合科学技術会議がまとめた「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月14日)の記述を踏まえ、既に、19年度採択にかかる1次審査において試行的に「マスキング評価」を実施。</p>
⑭競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築 (文部科学省・農林水産省)	競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行うよう図る。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図る。	検討・結論			○ (文部科学省) 文部科学省においては、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発のそれぞれについて、制度の趣旨・目的に応じた審査・評価基準を定め、それらに基づいた審査・評価を行っているところである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>a 研究者の自由な発想に基づく研究</p> <p>(a) 審査</p> <p>学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図る。</p>				<p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省(科学研究費補助金)においては、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を平成20年度より実施。</p> <p>また、当該評価結果を活用し、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮するとともに、優れた研究を切れ目なく遂行できるようにする新たな仕組みを平成21年度科学研究費補助金の応募分より実施。</p> <p>さらに、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会(平成20年3月21日)において、「特別推進研究」について、論文、著書以外の研究業績として、新たに、定評のある「受賞歴」などの指標を審査に活用することとした(平成21年度応募分より)。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>論文や受賞経験、特許の取得等の過去の実績については、これまでも応募様式に記載させたものを審査において考慮しているが、平成20年度からの事業見直しの中で、新たに、これらの実績を研究遂行能力を判断するための評価項目として明確に位置づけることとしたところである。</p>
	<p>(b) 事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図り、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてそれらの活用を図る。</p> <p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p>				<p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省(科学研究費補助金)においては、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を平成20年度より実施。</p> <p>また、当該評価結果を活用し、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮するとともに、優れた研究を切れ目なく遂行できるようにする新たな仕組みを平成21年度科学研究費補助金の応募分より実施。</p> <p>さらに、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会(平成20年3月21日)において、審査に際して、これまで配分を受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、着実な研究遂行が期待できるかという着目点を新たに設定。</p> <p>中長期的な観点からその成果を検証し、国民に対する説明責任を果たすため、「特別推進研究」において、研究期間終了後5年目に当たる課題について、研究の発展の程度や、他の研究者による研究成果の活用状況(論文の引用状況等)などを検証する追跡評価を試行的に実施中。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>(農林水産省)</p> <p>中間・事後評価については、これまでも関連する論文の本数、インパクトファクターの高い学術誌への投稿実績、特許の申請・取得等を評価項目の中に明確に位置づけているところであるが、今後、これらの客観的指標に基づき、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点から厳正に評価を行う。</p> <p>また、平成18年度に研究成果に関する追跡調査を試行的に実施したところであり、成果の普及・波及状況を的確に把握するとともに、その結果を今後の審査に反映させるとの観点に立って、必要に応じその充実を図りつつ継続実施することとしている。</p>
	<p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定するよう図る。</p>				<p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省においては、制度の趣旨・目的を踏まえて、申請時の研究計画を踏まえつつ、研究実績報告に基づき評価委員会等において書面審査やヒアリング審査を実施しているところ。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>研究総括者等の主な論文、著書、特許及び商品・新品種・栽培法等の開発事例等の過去の実績については、着想や研究計画の内容に加え、これまでも応募様式に記載させたものを審査において考慮しているが、平成20年度からの事業見直しの中で、新たに、これらの実績を研究遂行能力を判断するための評価項目として明確に位置づけることとしたところである。</p>
	<p>(b) 事後評価</p> <p>採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p>				<p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省においては、制度の趣旨・目的を踏まえて、申請時の研究計画を踏まえつつ、研究実績報告に基づき評価委員会等において書面評価やヒアリング評価を実施しているところ。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>中間・事後評価については、平成20年度からの事業見直しの中で、目標の達成度等の評価に加え、新たに事業化の可能性、費用対効果、政策への反映等の評価項目を追加し、技術開発の効果を総合的に評価することとしたところである。また、平成18年度から研究成果に関する追跡調査を行っているところ、成果の普及・波及状況を的確に把握し、その結果を今後の審査に反映させるとの観点から、その拡充を行うこととしている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
(厚生労働省・経済産業省)	競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行う。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行う。	検討・結論			○ (厚生労働省) 厚生労働省における競争的研究資金については、平成17年8月25日付け厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、各研究開発事業の趣旨・目的に応じて審査・評価基準を定め、審査・評価を行っているところ。 (経済産業省) 「経済産業省技術評価指針」(以下「技術評価指針」という。)において、標準的評価項目・評価基準を定め、「主として技術シーズの創造を目的とする研究資金」と「主として研究開発成果を早期に実用化することを目的とする研究資金」に区別し、有識者による外部評価を実施している。 成果については、標準的な評価項目・評価基準において、目標値の達成度(成果は目標値をクリアしているか)、意義(成果は科学的・技術的意義が認められるか)及び波及効果等について、有識者による外部評価を実施している。その際、論文の発表数、特許の出願数、国際標準形成への寄与数、プロトタイプの実験回数等について、共通指標を設定しその妥当性を評価している。 また、事後評価結果については、経済産業省ホームページにおいて対外的に公表するとともに、省内においても関係者に周知し、施策の企画・立案、実施に反映させている。 (経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、平成12年5月、平成13年5月、平成14年4月及び平成17年4月改定) (標準的評価項目・評価基準:平成10年1月制定、平成14年11月、平成17年4月、平成17年8月、平成19年6月改定)
	a 研究者の自由な発想に基づく研究 (a) 審査 研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的研究資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とする。 学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定する。				(厚生労働省) 平成20年度厚生労働科学研究費補助金公募要項において、申請者の研究歴等に係る研究計画書の様式を見直し、研究計画書には、発表業績(発表論文、知的財産権の取得及び申請状況に加えて、研究課題の実施を通じた政策提言(寄与した指針又はガイドライン等))等の記載を求め、過去の実績に関する記載をより充実したものとし、審査・評価においてそれぞれの事業の趣旨・目的に応じて過去の実績を十分考慮できるようにしたところ。 (経済産業省) 経済産業省所管の競争的資金に提案された事業の妥当性の判断材料として、当該事業に関連した研究者の過去の論文名、研究者本人が発明者となっている特許リスト及び事業者の事業実績などを提案書の記載項目とした上で、研究計画の内容を重視した審査を実施。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>(b)事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用し、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価する。</p> <p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>				<p>(厚生労働省)</p> <p>厚生労働科学研究費補助金に基づく研究開発課題の成果については、研究期間終了時に、関連する論文の一覧や、寄与した指針又はガイドライン等を含めて成果の報告を求め、事後評価委員会において厳正に評価を行っている。また、指針において事後評価の結果を事前評価委員会に伝達し、以後の評価で活用することとしている他、平成17年度からすでにインターネットを介して研究成果をデータベースに登録することができるシステム(研究年度終了後3年間は随時データの更新が可能)を導入し、研究期間終了後の研究成果(特に、研究終了後に発表された自著論文や寄与した指針又はガイドライン等)のフォローアップを可能としたところ。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>事後評価については、標準的な評価項目・評価基準に基づき、個別研究課題の必要性(社会的なニーズを満たすための相当程度有効な事業であったか)、成果の意義(新規性、先進性が認められるか)及び実用化の見通し(成果に関する特許出願、国際標準提案の予定及び実用化による産業・社会への波及効果等)等について、有識者による外部評価を実施している。</p> <p>また、事後評価結果については、経済産業省ホームページにおいて対外的に公表するとともに、省内においても関係者に周知し、政策の企画・立案、実施に反映させている。</p> <p>(経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、平成12年5月、平成13年5月、平成14年4月及び平成17年4月改定)</p> <p>(標準的評価項目・評価基準:平成10年1月制定、平成14年11月、平成17年4月、平成17年8月、平成19年6月改定)</p>
	<p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a)審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定する</p>				<p>(厚生労働省)</p> <p>平成20年度厚生労働科学研究費補助金公募要項において、申請者の研究歴等に係る研究計画書の様式を見直し、研究計画書には、発表業績(発表論文、知的財産権の取得及び申請状況に加えて、研究課題の実施を通じた政策提言(寄与した指針又はガイドライン等))等の記載を求め、過去の実績に関する記載をより充実したものとし、審査・評価においてそれぞれの事業の趣旨・目的に応じて過去の実績を十分考慮できるようにしたところ。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					(経済産業省) 経済産業省所管の競争的資金に提案された事業の妥当性の判断材料として、当該事業に関連した研究者の過去の論文名、研究者本人が発明者となっている特許リスト及び事業者の事業実績などを提案書の記載項目とした上で、研究計画の内容を重視した審査を実施。
	(b) 事後評価 採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。				(厚生労働省) 厚生労働科学研究費補助金に基づく研究開発課題の成果については、研究期間終了時に、関連する論文の一覧や、寄与した指針又はガイドライン等を含めて成果の報告を求め、事後評価委員会において厳正に評価を行っている。また、指針において事後評価の結果を事前評価委員会に伝達し、以後の評価で活用することとしている他、平成17年度からすでにインターネットを介して研究成果をデータベースに登録することができるシステム(研究年度終了後3年間は随時データの更新が可能)を導入し、研究期間終了後の研究成果(特に、研究終了後に発表された自著論文や寄与した指針又はガイドライン等)のフォローアップを可能としたところ。 (経済産業省) 事後評価については、標準的な評価項目・評価基準に基づき、個別研究課題の必要性(社会的なニーズを満たすための相当程度有効な事業であったか)、成果の意義(新規性、先進性が認められるか)及び実用化の見通し(成果に関する特許出願、国際標準提案の予定及び実用化による産業・社会への波及効果等)等について、有識者による外部評価を実施している。 また、事後評価結果については、経済産業省ホームページにおいて対外的に公表するとともに、省内においても関係者に周知し、政策の企画・立案、実施に反映させている。 (経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、平成12年5月、平成13年5月、平成14年4月及び平成17年4月改定) (標準的評価項目・評価基準:平成10年1月制定、平成14年11月、平成17年4月、平成17年8月、平成19年6月改定)